

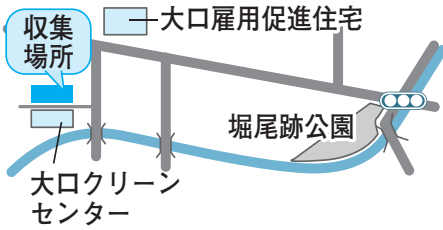
環境 だより



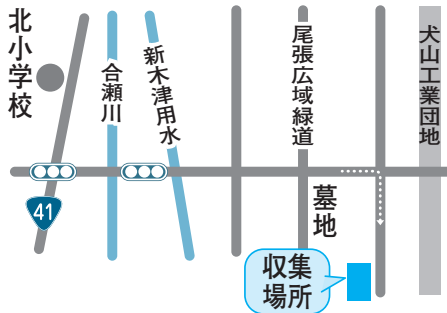
剪定枝・草・竹等の収集に
ご協力をお願いします。

町では、可燃ゴミの減量および資源の有効利用の取組みとして、剪定枝、草、竹等を回収するための、有機資源保管所を豊田地区（南部）、および二ツ屋地区（北部）の町内2か所に開設しています。

豊田地区有機資源保管所



二ツ屋地区有機資源保管所



開所日

▽二ツ屋有機資源保管所

月曜日、土曜日

▽豊田有機資源保管所

金曜日、日曜日

開所時間 どちらとも午前9時から

正午、午後1時から4時

※年末年始は除きます

※午前・午後とも終了の15分前まで

に受付をさせていただきます。

▽有機資源保管所に搬入できるものは、町内の土地で発生した、各家庭から排出される剪定枝、草、竹、落葉、野菜の茎・葉・根（食に供する部分は不可）に限ります。

※樹木の根、および事業・営利活動により発生したものは搬入はできません。

草、落葉、野菜の茎・葉・根



剪定枝、竹



搬入

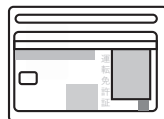
できるもの
搬入回数は
1日に3回まで

食に供する部分は不可



免許証

健康保険
被保険者証



持参

するもの

パソコンの 回収を始めます！

町では小型家電リサイクル法対象の製品のうち、一部のものに限って資源リサイクルセンターで回収していましたが、平成29年4月よりパソコンを始めとする他の製品も回収することになりました。

追加回収できるようになったもの

▽デスクトップパソコン（ブラウン管ディスプレイおよび、ブラウン管ディスプレイ一体型を除く）、ノートパソコン、液晶モニター、タブレット、ハードディスク、外付けドライブ類（CD、DVD、MOなど）、ハブ、ルーター

※ブラウン管ディスプレイ、ブラウン管ディスプレイ一体型パソコンは、従来通り回収することができません。メーカーまたは、一般社団法人パソコン3R推進協議会にお申込みください。

☎03-15202170085

<http://www.pc3r.jp/>

※小型家電リサイクル法対象製品の回収は、資源リサイクルセンターのみとなりますので、ご注意ください。

問合せ先 環境経済課

☎95-1613